

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	A I 画像識別機能を活用した 宿舎入退去点検	防南基業－4	
		承 認	令和 8 年 7 月 1 6 日
		作 成	令和 8 年 7 月 1 6 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	基地業務群業務隊		
1 総則 1.1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊防府南基地が管理する公務員宿舎（以下、「宿舎」という。）の入退去点検について適用する。 1.2 履行場所 航空自衛隊防府南基地が維持管理する国設の宿舎 1.3 履行期間 令和8年9月1日から令和9年3月31日 1.4 関連法規等 a) 国家公務員宿舎法第5条、第13条の3、第17条第2項 b) 国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて（平成15年6月6日財理第2212号） c) 国家公務員宿舎の経年変化等に伴う損傷又は汚損箇所の整備要領について（令和6年4月1日空幕厚第51号） d) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（平成23年8月国土交通省住宅局） e) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号） 2 役務に関する要求 2.1 システム構築要件（A I 画像解析） 契約相手方は、以下の機能を備えたアプリケーションソフトウェアを構築すること。 a) 画像又は動画による損傷自動検知 入居者がスマートフォン等で室内をスキャン撮影した画像又は動画から、A I が壁紙、床、建具その他官側が指定する部位について損傷箇所を抽出し、分類表示する機能を有すること。 b) 単独判別機能及び自動判別レポート 退去時に入居者自身が撮影した画像又は動画からA I が傷・汚れ等を自動検出し、検出された損傷箇所及び入居者への質問結果を基に、原状回復をめぐるトラブル			

ルとガイドライン（平成23年8月国土交通省住宅局）に照らした負担区分案を表示することができること。また、入居時に撮影された写真又は動画と比較し、入居前から存在していた損傷として整理可能な箇所を表示できること。なお、当該判定結果は参考情報とし、最終判断は官側が行うものとする。

c) リアルタイム・ガイド

撮影漏れ（収納内部や水回り等）を防ぐため、AIが撮影済み情報を基に撮影漏れの恐れのある箇所を利用者へ通知する機能を有すること。

2.2 動作環境

a) 入居者所有のスマートフォン又はタブレット（iOS/Android最新版）で動作すること。

b) 官側端末（部外系ネットワーク）にて、解析結果の確認・管理ができること。

c) 履行期間中に発生したソフトウェアの不具合修正及びOSアップデートへの対応に要する費用を含むこと。

2.3 機能の維持等

官側から不具合の連絡を受けた場合は、原則として5営業日以内に原因調査結果又は応急措置状況を報告すること。

3 検査

防府南基地航空教育隊基地業務群業務隊厚生班による端末（部外系）にて、履行期間中に発生する宿舍貸与申請書の被貸与者又は宿舍退去届の被貸与者分の当該AI画像識別機能を活用して撮影した宿舍入退去点検の記録が整備されていることをもって役務終了とする。

4 保全

契約相手方は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず得た情報の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本役務契約終了後も継続する。特に、宿舍名、宿舍棟番号、宿舍所在地及び間取りに関する情報の保全には留意するものとする。

5 個人情報等の取扱い

5.1 基本的事項

契約相手方は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令（平成15年政令第548号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5.2 秘密の保持

契約相手方は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

5.3 取得の制限

契約相手方は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ官側に対しその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

5.4 利用及び提供の制限

契約相手方は、官側の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し又は提供してはならない。

5.5 事案発生時における報告

契約相手方は、個人情報の漏えい等の事案が発生し又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに官側に報告し適切な措置を講じなければならない。

なお、官側の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

5.6 損害賠償

契約を履行する上で得た個人情報及び室内外の写真等の保全を確実に管理し、決して第三者への提供又は漏えいを発生させないこと。もし、個人情報及び室内外の写真が第三者等に流出した場合は、速やかに官側に報告するとともに、損害賠償について協議する。

6 その他必要な事項

6.1 データの帰属

契約の履行により収集又は蓄積された画像又は動画及び解析結果は官側に帰属するものとし、契約相手方は官側の承諾なく第三者への提供又はA I 学習その他の本役務以外の目的に利用してはならない。

6.2 仕様書の疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、官側と契約相手方との間で別途協議して定めるものとする。